

今後の化学物質管理政策に関する合同検討会

中間とりまとめ

平成24年9月4日

1. 現状と課題

現在、特定の有害物質を含有する製品については、必要に応じて労働安全衛生法（安衛法）、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）による製造等の規制が行われる。

また、一般の工業化学物質の製造・輸入については、安衛法、化審法に基づく規制が行われ、法律ごとに別々に化学物質の届出審査が行われている。

しかしながら、近年、労働者保護や消費者の身の回りの化学物質への不安及び環境保全などの安全ニーズの高まりから、多種多様な化学物質の危険有害性やリスクに関する情報の体系的な収集・評価や迅速な情報提供の充実を求める声が高まり、さらには、関係省庁の連携による具体的な対応が求められている。

このような対応が促進されることにより、我が国の基幹産業である化学産業の健全な発展につながることも期待される。

2. 今後目指すべき目標

1. の現状と課題を踏まえて、我が国の今後目指すべき目標は以下のとおりである。

- (1) 「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す」とのWSSD (World Summit on Sustainable Development) 目標について、消費者、事業者、民間団体、国等が自らの役割を自覚しながら連携、協力してその達成を目指し、適切な化学物質管理のもと、身の回りの化学物質への対応等に努め、安全・安心で活力のある持続可能な社会を実現する。
- (2) このため、産官の役割を踏まえたリスク評価等の推進、消費者を含むサプライチェーンにおいて危険有害性及びリスクに関する情報等が共有される仕組みの構築、サプライチェーンのグローバル化に対応した国際調和の推進等に取り組むことにより、適正なリスク管理を促進する。
- (3) そのためには、その共通の基盤となる危険有害性情報の収集の一層の効率化を進める。新規化学物質・既存化学物質にかかわらず、化学物質の製

造・輸入等の状況に応じて、労働者、消費者、環境への影響全体を踏まえたリスク評価を適切に進める。

- (4) こうして得られた化学物質（成形品を含む。）の危険有害性情報及びリスクに関する情報を、労働者保護、消費者保護及び環境保全の観点を含めたGHS（Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals）等に準拠したシステムを活用し、事業者（化学物質の製造者、中間加工業者、最終製品製造業者及び流通・小売業者等を含む。）から使用者（事業場における労働者、消費者）まで、サプライチェーンを通しての伝達・共有を一層進める。なお、化学物質の廃棄段階での情報共有についても検討に努める。

3. 各主体の担うべき役割

今後目指すべき目標の実現のためには、各主体が自らの役割を自覚しつつ、連携協力して取り組む必要がある。

(1) 事業者

ア 事業者は、事業活動を行うにあたっては、新規化学物質・既存化学物質にかかわらず、取り扱う化学物質（製造・輸入を含む。）について、労働者保護、消費者保護及び環境保全の観点から、その適正な管理を行う責務を負っている。

イ 事業者は、取り扱う化学物質について、必要な危険有害性情報の収集に努め、取扱い数量や用途、使用環境等に応じて、労働者保護、消費者保護、環境保全の観点からリスク評価を行うとともに、その評価に基づく適正な管理方策を明らかにするよう努める。また、事業場において労働者への教育等により化学物質の適正な管理を推進するとともに、その危険有害性情報及びリスクに関する情報をサプライチェーンに提供するとともに適切に社会に対して情報を公表するよう努める。

(2) 労働者

労働者は、事業者の化学物質管理の下、危険有害性情報及びリスクを理解し、化学物質を適正に取り扱うよう努める。

(3) 消費者

消費者は、生活の中で化学物質に関心を持ち、人の健康や環境への影響についての的確な情報入手と正しい理解に努め、危険有害性の低い商品の選択や適正な使用により消費者自身や環境に対するリスクの低減につなげるよう努める。

(4) 国

ア 国は、サプライチェーンのグローバル化に対応したリスク低減のための国内制度の構築・運用やその国際的な制度との調和を引き続き進める。

イ 国は、国内外の危険有害性情報基盤の統合的整備、化学物質のリスク評価に関する専門家等の人材等育成、リスクコミュニケーションの推進、消費者への啓発・教育活動等により、消費者や事業者による取組を積極的に支援する。

ウ 国は、化学物質の製造・輸入等の状況や事業者や消費者による取扱状況等を踏まえ、優先順位を付けて、労働者保護、消費者保護又は環境保全の各分野に対応する制度においてリスク評価を推進し、必要があれば、各法令所管省庁における連携を確保しつつ、速やかに規制措置等を講ずる。

4. 中長期的な検討課題

今後目指すべき目標を実現し、サプライチェーンのグローバル化や化学物質の危険有害性情報の伝達等に関する国際動向に対応しながら安全で活力のある社会を実現するためには、化学物質の適正な使用・管理の推進に関して以下のような課題がある。

- (1) 労働者保護、消費者保護及び環境保全の観点からの体系的・一元的な危険有害性情報の収集
- (2) 製品中の化学物質を含めたサプライチェーン全般に渡る化学物質の危険有害性情報等の伝達・提供

5. 直ちに対応すべき事項

4. の検討課題については今後検討を行うこととする（検討体制については別途必要に応じて検討する。）が、現行制度のもとにおいても制度上実施可能な以下のような取組については、直ちに検討に着手し、可能なものから順次対応すべきである。

(1) 産官の役割を踏まえた既存化学物質対策の強化

事業者は、GHS分類情報など危険有害性情報の収集に努め、取扱い数量や用途に応じて、リスクの優先性を考慮しつつ、労働者保護、消費者保護及び環境保全の観点からリスク評価を行うとともに評価に基づく適正管理方を明らかにし、その危険有害性情報及びリスクに関する情報をサプライチェーンで相互に提供・相互に共有するとともに、社会に対して情報を公表するよう努める。

また、現在、既存化学物質に関する国の対応としては、環境保全の観点から化審法に基づく有害性情報の収集やスクリーニング評価及びリスク評価等が、労働者保護の観点から安衛法に基づくリスク評価が実施されているが、今後は関係省庁連携を強化し、危険有害性情報等を効率的に収集するとともに、それぞれの制度においてリスク評価等を推進する。この際、化審法等に基づき得られた情報等の既に得られている情報を最大限活用す

る。

具体的な対応については、以下のような手順が考えられる。

- ア 事業者が取り扱う化学物質について適切な対応が実施されるよう、事業者は国と連携しつつ、リスク評価等の標準となる具体的手順等の検討を進める。例えば、日本化学工業協会が行っている JIPS の更なる促進等が考えられる。
- イ 化学物質の製造・輸入に関係する事業者は、当面、1社あたり製造・輸入量が一定量以上の化学物質又は発がん性、変異原性、生殖毒性等の懸念がある化学物質（CMR：Carcinogenicity, mutagenicity and reproductive toxicity）等について、上記標準となる具体的手順等に基づいてリスク評価等を実施し、その結果をサプライチェーンに提供するとともに社会に対し情報を公表するよう努める。
- ウ 事業者の取組に対し、国は、危険有害性情報等の情報基盤整備（既存の情報基盤の活用含む）、リスク評価人材育成、取扱い状況に対応した多様なリスク評価支援ツールの提供等の面から事業者の取組を支援する。
- エ 関係省庁は、連携して CMR 等の有害性がある化学物質等について、製造・輸入状況、用途情報、モニタリング情報、P R T R（Pollutant Release and Transfer Register）情報、Q S A R（Quantitative Structure-Activity Relationship）情報、事業者におけるリスク評価の状況等からリスク懸念の大小を勘案し、詳細なリスク評価を優先的に実施すべき化学物質をリストアップする。
- オ 必要に応じ事業者に対し保有する危険有害性情報やリスク評価結果の提出を要請し、国はその情報に基づいて詳細なリスク評価を実施するが、必要な場合には事業者に対し更なる危険有害性情報の調査を指示し、より詳細なリスク評価を実施する。リスク評価にあたっては、化審法等に基づき収集される危険有害性情報等を最大限活用する。

（2）新規化学物質に関する届出制度の合理化

現在、我が国においては、事業者に対し安衛法の観点と化審法の観点から別々に届出を課している。

このため、安衛法の新規化学物質の届出情報と化審法の届出情報をできるだけ統一して管理できるよう、安全性データのデータベース等の一元化・共通化について検討する。

（3）消費者向け情報提供のあり方の検討

事業者から消費者への情報提供は、消費者が安全に製品を使用することが目的となる。この観点から、どのような情報を消費者までどのように提供していくべきかについて、GHS・危害防止表示等も考慮して検討を行う必要がある。（GHSにおいては、特定の製品又は利用状況について、起こりえる影響の度合を考慮して、提供すべき情報等を決定することが可能であるとされてい

る。)

具体的な対応としては、以下のような手順が考えられる。

ア 事業者団体、消費者団体及び国が連携しつつ、消費者用製品を安全に取り扱う観点からどのような情報が提供されることを消費者が望んでいるのか等の実態を調査する。

イ 消費者製品については製品表示が主たる伝達媒体であることを考慮しつつ、消費者が製品を適切に取り扱うために実効性がある分かりやすい情報提供のあり方及び情報の受け手の理解促進のための支援のあり方を検討する。

ウ さらに、上記の成果を踏まえてGHS制度等を統合した消費者向けの危険有害性情報の伝達・提供のあり方について検討を行う。なお、消費者製品への表示に関わる法規制との関係についても整理を行う。

(4) 事業者におけるリスク評価人材育成支援策の検討

事業者による危険有害性情報の収集やリスク評価等の実施を支援するため、国は、危険有害性情報の伝達に関する法令やGHSに基づいた表示・SDSの普及啓発に努めるとともに、危険有害性評価及びリスク評価人材育成等の支援を積極的に行うとともに各大学、教育機関、研究機関とも連携してその育成のあり方について検討する。